

放課後児童教室利用にあたっての注意事項

1 放課後児童教室での過ごし方について

- (1) 放課後児童教室は集団で生活する公の場です。教室でのルールを守り、皆が安心して過ごせる空間でなくてはなりません。他の利用児童や支援員等に対し、迷惑となる行為(暴力的な言動、いじめ、嫌がらせ、器物破損等)をしたときには、利用をやめていただくことがあります。保護者の方からもお子様に注意願います。
- (2) 支援員等は、学習に取り組むよう声かけは行いますが、学習の内容を教えることはしません。
- (3) 児童の下校時に保護者等が不在である家庭が利用対象です。そのため、保護者等の仕事がお休みのときは利用できません。児童が学校を休んだ場合も、利用できません。
- (4) 放課後児童教室でお子様をお預かりした後に、習い事等のために放課後児童教室から外部へ出た場合は、再び放課後児童教室に戻っての利用はできません。
- (5) 体調不良時は、利用できません。体調管理をお願いします。
- (6) 放課後児童教室を欠席(日単位)する場合は、事前に、放課後児童教室にメールや電話等で連絡してください(児童の口頭による欠席は認められません。)

2 送迎等について

- (1) 必ず開室時間内に保護者と支援員の間で、児童を直接引き渡してください。やむを得ず申請時間を超えて迎えに来る場合は、必ず事前に放課後児童教室に連絡してください。
- (2) 必ず保護者が送迎を行ってください。
※保護者以外の方が送迎する場合は、「送迎者届出書(個人票裏面)」の提出が必要です。

3 怪我や感染症等について

- (1) 急な発熱や怪我が発生した場合は、すみやかに迎えに来てください。
- (2) 感染症(新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等)に罹患した場合は、一定の期間が経過するまで利用することはできません。(小学校の措置と同様です。)
- (3) 感染症(新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等)に罹患した場合は、小学校だけでなく、放課後児童教室にもその旨を連絡してください。

4 退室勧告について

次のいずれかに該当する場合は退室をご案内させていただく場合があります。

- (1) 利用要件に該当しなくなった場合(就労時間変更、退職、育休等)
- (2) 2ヵ月以上連続で教室の利用がない場合(7、8月除く)
- (3) 実費負担額を滞納した場合
- (4) 各種決まりを遵守できない場合(午後7時過ぎのお迎えが複数回等)
- (5) その他指導上支障がある場合